

2025年度改正決定！ 仕事と育児・介護を両立させる柔軟な働き方を全企業に義務付 「2025年育児介護休業法改正の動向」 ～企業経営とこれからの育児介護休業のあり方～

日本社会保険労務士法人

今回は、国内最大手法律事務所の西村あさひ法律事務所の労働法で著名な弁護士をお招きし、「これからの育児介護休業のあり方」を企業経営の立場から解説致します！

《セミナー概要》

1. 2025年改正の動向

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を選べる制度の導入を全企業に義務付け
- ・育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

2. 近時(2022年・2023年施行)のその他の改正



3. 企業経営とこれからの育児介護休業のあり方

経営者・役員から、人事総務部門責任者・担当者の方まで是非ご参加ください。

※オンライン(Zoom)での開催となりますのでぜひ全国の皆様にご参加いただきたくご案内致します

開催日時：2024年9月2日(月)

17:00～18:30 (オンライン Zoom参加のみ)

講師	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 菅野 百合(すがの ゆり)様		
参加料	無料		
書籍ご紹介		育児介護制度・多様なダイバーシティ・テレワーク導入などの雇用環境の変化や、近時問題のフリーランスの法的保護など、働き方改革を新しい視点で捉え直した、企業法務・人事労務関係者必見の書。 発行: 商事法務 編著: 西村あさひ法律事務所労働法グループ 菅野百合弁護士 渡辺雪彦弁護士 他	

お申込み方法: 下記リンク・QRコード・メールよりお申込み下さい。
お申込みいただいた方には、後日メールにて聴講用URLをご案内いたします。

◇◇◇ お申込方法 ◇◇◇

【web お申し込み】

<https://forms.gle/YFxFWwWkiGQv6uRG9>



【メールでのお申し込み】

info-roumu@nsrh.jp 宛に

- ①企業名
- ②参加者名
- ③連絡用メールアドレス

をお送りください。

<お問合せ先> 日本社会保険労務士法人 03-6831-3778 営業事務 担当者

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの運営、または今後弊社からの各種セミナー及びサービスのご案内のみに利用させていただきます。尚、今後お知らせを希望しない方は、その旨ご連絡下さい。

§ 講師ご紹介 §

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 菅野 百合（すかのゆり）様

労働法分野を専門とし、国内案件のみならず、クロスボーダー案件に強みを持つ。

組織再編や働き方改革・人的資本活用のための人事制度改革にも多数アドバイスする。

DE&I推進については、企業へのアドバイスに加え、西村あさひ法律事務所の DE&I推進会議メンバーであり、LLAN（LGBTとアライのための法律家ネットワーク）の理事を務める等、積極的に活動している。

◇経歴◇

2001年 京都大学法学部卒業

2003年 弁護士法人大江橋法律事務所入所

2007年 西村あさひ法律事務所入所

2012年 ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)

2012年～2013年 GCA株式会社(現フーリハンローキー株式会社)出向

西村あさひ法律事務所 労働法プラクティスグループ代表パートナー
D&I推進会議メンバー

LGBTとアライのための法律家ネットワーク(LLAN)理事

§ 主な論文 書籍 §

□『働き方改革とこれからの時代の労働法(第2版)』共著、商事法務、2021年

・企業法務とダイバーシティ&インクルージョンの現在地

(全4回、共著、NBL No.1199、No.1201、No.1203、No.1205、2021年)

□「LGBTQ+医療現場での実践Q&A」(日本看護協会出版会 2024年5月)

□ 働き方改革における4つの課題の推進がESG・SDGs経営の実践につながる
(日経ムック実践! ESG 投資SDGs 時代のメガトレンド、2021年)

・法的な立場から見たLGBTと向き合うために必要なこと
(共著、保健師ジャーナル2020年7月号)

・SOGIハラをめぐる法規制の動向と企業に求められる実務対応
(共著、NBL No.1170(2020年5月15日号))

□「リーガル『働き方改革』」(日経ESG(2019年5月号～2020))年4月号